

岐臨技会報



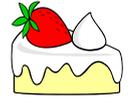
2015年5月20日 発行

<Gifu>Association of Medical Technologists



平成27年度 春季拡大研修会

／ 定時総会



【日 時】平成27年6月14日(日) 午前9時 受付開始 午前9時30分 開催

【会 場】ふれあい福寿会館 3階 中会議室 (301)

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南 5-14-53

【参加費】 会員・賛助会員 1,000 円

【申込み】 準備の都合上、ご参加の方は施設でまとめ、別紙参加申込書(4/20頃発送)にご記入の上
6月5日(金)までに(一社)岐阜県臨床検査技師会事務所へ FAX または郵送でお申し込み下さい
事前申込みの方に限り、お弁当を用意させていただきます。(FAX 058-213-0220)

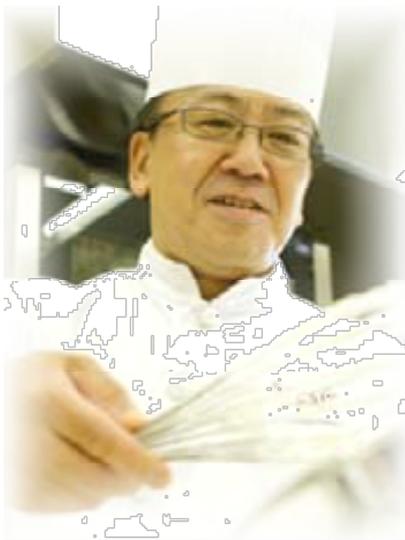
♪詳しくは岐臨技HPをご覧ください。



特別講演

市民公開講座

(13:10 ~14:30)



『現代を生き抜く上で必要な発想力と人間力』

講師 所 浩史 氏 (岐阜県出身のパティシエ)

岐阜県洋菓子協会理事

岐阜グルマン会常務理事

名古屋製菓専門学校非常勤講師

最大年間販売数2700万個の大ヒット商品「パステルなめらかプリン」
その開発から大ヒットまでを支えたパティシエが語る生き方の秘訣とは？



近日の
部門別研修会

<第1回臨床一般検査部門研修会>

日 時：平成27年6月7日(日) 13:30 ~ 16:30

場 所：岐阜大学医学部附属病院 検査部 技師控え室

内 容：「初級者向け 尿沈渣検査 ~講義&実習~」

「尿沈渣講義」13:30 ~ 15:00

「尿沈渣実習」15:00 ~ 16:30

実習指導：岐阜県臨床検査技師会一般検査部門員ほか

実習は「初級者コース」、「ルーチンコース」の2コースに分かれて行います。

※参加には事前申し込みが必要です。

【厚生省から検体採取に関する政令公布のお知らせ】

「検体採取」につきまして、厚生省より、政令が公布されました。

- ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取
- ② 表皮・体表・口腔の粘膜を採取（生検のための採取は除く）
- ③ 皮膚・体表・口腔の粘膜の病変部分の膿を採取
- ④ 鱗屑・痂皮その他体表の付着物を採取
- ⑤ 綿棒を用い肛門から糞便を採取

の5 つ行為が定められ、平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。
（上記①～⑤の行為ができるのは指定講習終了者に限る）

【厚生省から生理学的検査の追加に関する省令公布のお知らせ】

厚生省が省令で定めている、生理学的検査が追加されました。

- ① 基準嗅覚検査・静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為は除く）
- ② 電気味覚検査・ろ紙ディスク法による味覚定量検査

の2 つ行為が追加され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。

臨床検査関連の学会案内

第 56 回日本臨床細胞学会総会（春期大会）

開催年月日	2015.06.12（金）-14（日）
代表者	紀川 純三（松江市立病院病院長）
会場	松江市 くにびきメッセ、松江テルサ
事務局連絡先 & HP	鳥取大学医学部附属病院がんセンター http://www.csj-sanin.net/jsc56/
E-mail	jsc56@med.tottori-u.ac.jp
備考	テーマ：細胞学の新たな発展

第 18 回日本臨床救急医学会総会・学術集会

開催年月日	2015.06.04（木）-6（土）
代表者	奥寺 敬（富山大学教授）
会場	富山県民会館（改装工事中 3 月末完成予定）、富山国際会議場
事務局連絡先 & HP	富山大学大学院危機管理医学講座 http://www.redmo.jp/18JSEM/ TEL:076-434-7786 FAX:076-434-5110
備考	テーマ：地方型救急医療を考える

第 35 回日本ホルター・ノンインバイシブ心電学研究会

開催年月日	2015.06.13（土）
代表者	小林 洋一（昭和大学教授）
開催地	東京都港区 KOKUYO HALL
開催案内 URL	http://holter35.umin.jp/
E-mail	katsura@med.showa-u.ac.jp
備考	テーマ：インバイシブを越えるノンインバイシブを目指して -インバイシブの診断精度が上がった今だからできる、ノンインバイシブの検証-

臨床検査技師等に関する法律の改正

臨床検査技師等に関する法律(抜)

(試験の目的)

第11条 試験は、第2条に規定する検査に必要な知識及び技能(同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの(以下「採血」という。))及び同条に規定する検査のための検体(血液を除く。)を採取する行為で政令で定めるもの(第20条の2第1項において「検体採取」という。)に必要な知識及び技能を含む以下同じ。)について行う。

(保健師助産師看護師法との関係)

第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として採血及び検体採取(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)並びに第2条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則(抜)

(臨床検査技師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に臨床検査技師の免許を受けている者及び同号に掲げる規定の施行前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同号に掲げる規定の施行後に臨床検査技師の免許を受けたものは、第十四条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律第十一条に規定する検体採取を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。
2 厚生労働大臣は、第三号施行日前においても、前項の指定をすることができる。

臨床検査技師等に関する法律施行令等の改正(抜)(施行期日平成27年4月1日)

臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)の一部改正関係
臨床検査技師が、診療の補助として、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行ことができる検体採取について、次の5つの行為を定めたこと。(臨技法施行令第8条の2関係)

- ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
- ② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為(生検のためにこれらを採取する行為を除く。)
- ③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為
- ④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
- ⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)の一部改正(抜)

臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第2条の規定により、臨床検査技師の業務とされている厚生労働省令で定める生理学的検査として、以下の行為を加える。(臨技法第1条関係)

- ① 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査(静脈に注射する行為を除く。)
- ② 電気味覚検査及び口紙ディスク法による味覚定量検査

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第32条第1項の厚生労働大臣の指定(抜)

○厚生労働省告示第四十九号
 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第三十二条第一項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

平成二十七年三月九日 厚生労働大臣 塩崎 恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同法第十四条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十一条に規定する検体採取に必要な知識及び技能を修得するための研修であつて、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものとする。

1 詳細及びそのほかの事項については、本告示の別添付資料を参照してください。

厚生省指定講習会の受講義務者の規定(抜)

医療介護総合確保推進法附則第 32 条 1 項において

- 平成 27 年 4 月 1 日において現に臨床検査技師の免許を受けている者
- 平成 27 年 4 月 1 日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて平成 27 年 4 月 1 日後に臨床検査技師の免許を受けた者

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に関する法律附則第 32 条第 1 項の規定に基づく厚生労働大臣が指定する研修について」(平成 27 年 3 月 18 日医政発 0318 第 19 号厚生労働省医政局長通知)で定める臨床検査技師

医療介護総合確保推進法附則第 32 条第 1 項において、研修の受講が義務付けられていない者であっても、臨床検査技師の養成課程において検体採取に係る教育を受けていない臨床検査技師については、検体採取を行うとすときは、医療安全の確保の観点から、あらかじめ、本告示で指定する研修を受ける必要がある。

**診療放射線技師法及び臨床検査技師法等に関する法律の一部改正の施行等について
 (平成 27 年 3 月 31 日医政発 0331 第 2 号厚生労働省医政局医事課長通知)**

臨床検査技師が新たな生理学的検査を行うに当たっては、法令上、研修の受講は義務付けられていない。しかしながら、その養成課程において新たな生理学検査に係る教育を受けていない臨床検査技師については、医療安全の確保の観点から、新たな生理学的検査を行うに先立って、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施する研修を受ける必要がある。

広報宣伝部では会員の方からの寄稿を募集しています！！
 地区ごとのおすすめスポットなどありましたら岐臨技事務局までお寄せください。

発行所 (一社) 岐阜県臨床検査技師会 〒500-8384 岐阜市藪田南 3 丁目 5 番地 10 コスタ岐阜県庁前 603 号
 発行責任者 兼子 徹 編集者 諏訪 浩 森本 勝男 松浦 康博
 E-mail giringi-office@giringi.jp